

# 平塚市立太洋中学校いじめ防止基本方針

令和7年4月10日  
平塚市立太洋中学校

## 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

### (1) いじめの定義

本方針が対象とする「いじめ」は、いじめ防止対策推進法第2条1項の規定に基づき、次のように定義します。

「いじめ」とは、在籍する生徒に対し、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものとします。本人がいじめと感じたものはすべて、いじめとしてとらえます。

### (2) いじめ防止への基本的な対応

本校ではいじめを防止するために次のことを行います。

- いじめが起こりにくい学校づくり
- いじめを許さない態度の育成
- いじめの早期発見
- いじめへの迅速な対応
- いじめ対応体制の確立と評価の公表

### (3) いじめ防止への具体的対応

#### ア いじめが起こりにくい学校づくり

生徒一人一人が、自尊感情を持ち、他者理解・他者尊重ができる環境では、いじめは起こりにくいものです。

こうした環境をつくるためには、自分の意見をしっかり持つと同時に、他者の考えを聞き、自分のためだけでなく、全体のためになることを考えようとする態度の育成が重要です。さらに、「自分たちの力で作り上げた」「やり遂げた」という達成感や自己有用感を持たせることもいじめの未然防止には大切です。

また、すべての生徒に対し、いじめが生じないよう適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行います。

そのための具体的な取り組みとして、次のことを行います。

- 仲間と協力し思いやりの心をもって行動する（学校教育目標 目指す具体的生徒像(2)）
- 生徒会活動や学校行事に積極的に参加する（学校教育目標 目指す具体的生徒像(4)）
- 地域行事やボランティアに進んで参加する（学校教育目標 目指す具体的生徒像(4)）
- 「特別の教科道德」を中心とした道徳教育の推進
- 情報通信機器（スマートフォン）等を介したいじめ未然防止の指導（情報モラルの指導）

## イ いじめの未然防止に関する基本的な姿勢

いじめは、いじめを受けた生徒の「教育を受ける権利」を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼします。さらに、生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

のことから、本校ではすべての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを見て見ぬふりをすることがないよう、いじめが心身に及ぼす影響やいじめに関する問題点への理解を深められるよう指導と対策を行います。

なお、いじめを生まない学校風土づくりを生徒たちの手で主体的に進められるよう、生徒会による「いじめ防止キャンペーン」など、生徒による自主的な活動を支援します。

また、本校の特長でもある家庭や地域、関係機関との深い絆と連携を大切にし、多くの生徒が様々な人々と関わるなかで、いじめを生まない心の醸成を図ります。

そのための具体的な取り組みとして、次のことを推進します。

- 学校や地域におけるあいさつの励行
- 素直な心と感謝する気持ちの育成
- 学校規則の順守と規範意識の醸成
- 「いじめ防止対策委員会」の設置
- 定期的かつきめ細かな生徒指導情報の共有と協議（毎週1回の情報交換会）
- 校長・教頭・生徒指導担当・各学年主任・教育相談コーディネーター・養護教諭・SC等
- アンケート調査（スマイルチェック）等によるチェックとアセスメント

## 2 いじめの防止等に関する内容

### (1) いじめの早期発見

教職員がアンテナを高くし、生徒の変化に敏感に気付くことが大切ですが、インターネットによるいじめ等は普段の学校生活の中では気付きにくい状況があります。

そこで、周囲の生徒たちの気付きをいち早く把握すること、および本人からの相談がしやすい環境をつくることに重点を置きます。

また、いじめを受けていても、本人がそれを否定する場合が多くあることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認していきます。

そのための具体的な取り組みとして次のことを実施します。

- アンケート調査（スマイルチェック）と、それに基づく教育相談（聞き取り調査）の実施  
スマイルチェックは5・7・9・1月の「いじめ対策強化期間」で行います。  
この中で「ひやかし」や「からかい」、また「ふざけ合い」や「ささいな喧嘩」もいじめの前兆ではないかとういう視点をもって対応します。  
アンケートは当該生徒が卒業まで、対応記録及び調査報告書等は卒業後5年間保存します。

#### 教育相談アンケート(11月)を実施

上記1(3)イに記載した「いじめ防止対策委員会」（情報交換会）を原則毎週金曜日に開催し、問題が発生した場合は対策を協議して速やかに実行に移します。

年複数回の校内研修や職員会議を通していじめに対する共通理解を図ります。

全保護者を対象に実施する学校評価アンケートに記述欄を設け、保護者からのいじめに関する情報についても積極的に収集します。

## (2) いじめへの迅速かつ的確な対応

いじめへの対応は、次の4点を特に大切にします。

迅速：対応の速度と早期のアセスメントの実施  
連携：校内の体制づくりと保護者・関係機関との連携  
記録：いじめに係る情報と事実の正確かつ的確な記録  
納得：被害者とその保護者が安心できる対応・加害者が自分の非を認め、保護者も理解できるようにする指導

- ア いじめを認知したら、まずその行為自体をやめさせる指導を行うとともに、いじめを受けている生徒及び情報を提供した生徒の安全確保に努めます。
- イ 学年で情報を共有し、学年主任のリーダーシップのもと、事実確認を基に対応計画を立てるとともに、他の業務に優先し把握したその日のうちに生徒指導担当・管理職へ報告します。
- ウ 対象者が他学年にわたる場合は、生徒指導担当と該当学年主任が連携して対応します。
- エ いじめの背景や対応の経過などは正確かつ的確に記録します。
- オ 対応にあたっては、管理職に経過を報告し、できるだけ早い時期に全職員に周知し、全職員で対応します。
- カ 対応は聞き取りや経過観察で終わることなく、いじめを認知してから速やかに事案の把握と初期段階の対応を行い、アセスメントを基に今後の指導計画を立て実行に移します。
- キ 状況が改善されず、解消に困難をきたす場合、また、指導後も引き続き被害を訴える生徒がいる場合、校長を責任者とする「校内調査委員会」を立ち上げます。調査委員会は、当該生徒担任・学年主任及び関係職員、生徒指導担当、教育相談コーディネーター及びスクールカウンセラー、その他依頼可能な第三者等必要な者をメンバーとします。
- ク 「校内調査委員会」は速やかに調査を行い、校長は被害生徒及び保護者に対し、学校の調査内容と対応方法について説明を行います。
- ケ 「校内調査委員会」および学校の対応方法に被害・加害の生徒本人および保護者の納得が得られない場合、校長は当該の生徒・保護者から学校関係者以外による調査の希望を確認し、希望がある場合は、平塚市教育委員会教育指導課と相談し、第三者による「外部調査委員会」を立ち上げ調査を依頼します。
- コ 校長は「外部調査委員会」の調査結果および対応の勧告を受け、適切な措置を行います。
- サ 「いじめ防止対策推進法」第28条に示された「心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」等の重大な事案の場合は、いじめ重大事態として平塚市教育委員会へ報告し、対応について指示を受けます。
- シ 事案対応への具体的留意事項
  - a) 事案への対応にあたっては、被害者や情報を提供してきた生徒の安全(心の安定も含む)を第一とし、迅速かつ的確な初期対応と早期の見守り体制の構築を図ります。
  - b) いじめをはやし立てたり、同調したりしている生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
  - c) 好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合もその生徒に対し、適切に対応、対処していきます。
  - d) 具体的な対応策を取る前に、被害者と対応方法について話し合い、納得を得た上で対応を進めます。この時、被害者の不安を取り除くように配慮します。
  - e) いじめの再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行います。事案によっては、いじめという言葉を使わずに指導を行う場合があります。

- f) いじめの解消は「いじめにかかる行為が止んでいること」「被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」が3か月以上継続して確認できるものとします。
- g) 被害生徒の心身・財産に損害を与え、犯罪行為として取り扱われるべきいじめの場合は、校長の判断により、平塚市教育委員会、平塚警察署(生活安全課・少年補導員)や相談・保護センター湘南方面事務所と連携をとって対応します。
- h) 被害生徒の安全確保の上で必要がある場合は、校長判断により加害生徒に別室指導及び自宅待機、また、平塚市教育委員会による学校教育法第35条の出席停止措置をとります。
- i) 加害生徒に対しては、自分の行為がどのようなものだったのか被害者の立場で考えられるよう指導します。また、その指導では、いじめを行ってしまう背景や要因についても分析し、スクールカウンセラーをはじめ、平塚市教育委員会教育指導課、平塚市子ども教育相談センター、平塚市こども家庭課や平塚児童相談所、少年相談・保護センター湘南方面事務所等とも必要に応じて連携を取ります。また、出席停止の生徒にも教育支援を含めた立ち直りのための支援を行います。

### (3) インターネットを通じてのいじめへの対応

発信された情報が急速に拡大してしまうこと、発信者の匿名性、他のインターネットを介して発信される情報の特性を踏まえ、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、生徒及び保護者が効果的に対処できるように、携帯（スマホ）安全教室や情報モラル研修会等を実施します。

また、いじめアンケートの中にインターネットを通じて行われるいじめに関する項目を設定します。

### (4) いじめに対する対応の公表と対応体制の評価

いじめとして認知した事案に関しては、教育委員会等の問題行動等調査に報告した件数及び内容を軽微なものも含め公表します。また、重大と思われる事案に関しては、迅速に平塚市教育委員会に報告するとともに、学校評議員、PTA本部役員にも報告します。

個別の内容に関しては、学校評議員連絡会で報告するとともに、生徒・保護者・地域に対しては被害生徒・保護者と相談し必要がある場合は公表します。

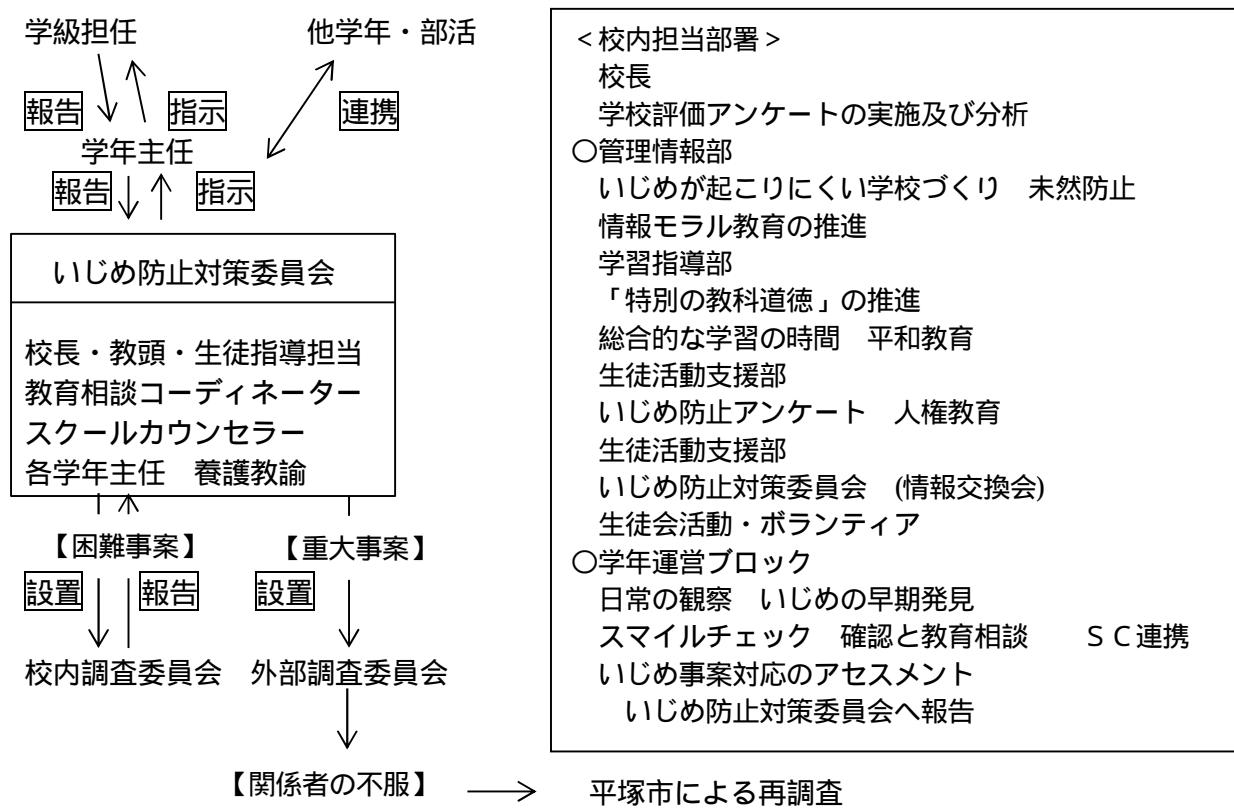
「太洋中学校いじめ対策基本方針」に関しては、毎年度末、PTA運営委員会、学校評議員連絡会でその成果を含め評価を受け、いじめの防止及び対応を適切に行うため適宜改訂を行う。

## 3 いじめ防止・対応に関する組織の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及び早期対応を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を学校組織に位置づけ、毎週1回定期的に開催します。

対策委員会で報告されたいじめに対し、早急な指導を行い、改善が見られない場合は、校長の判断により「校内調査委員会」を立ち上げ適切な対応をとります。

いじめに対する対応は必ず組織として行うことを全職員で共通認識し、いじめの相談や通報をうけた職員が一人で抱え込んだり、対応したりすることのないよう徹底します。



#### 4 重大事態への対処

いじめにより、生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、平塚市教育委員会を通じて市長に報告し、平塚市教育委員会と協議の上、「緊急調査チーム」を設置し、迅速に調査に着手します。

##### (1) 「緊急調査チーム」の構成

管理職・生徒指導担当・学年主任

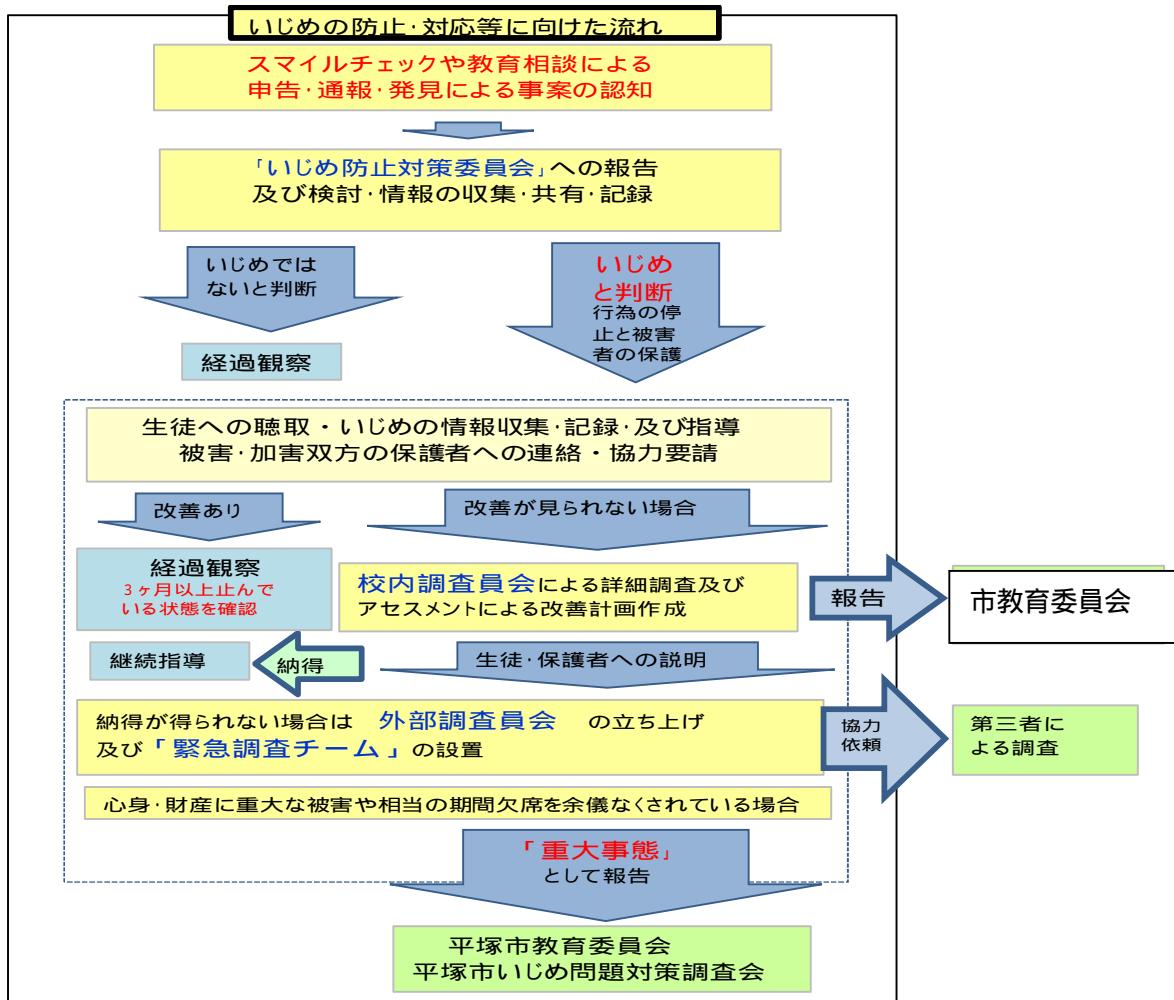
- ・事案の内容により構成員については平塚市教育委員会と協議し校長が任命します。
- ・構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者を加え、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

##### (2) 活動内容

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査を行います。
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法により説明します。
- ・平塚市教育委員会へ調査結果を報告します。
- ・調査結果の説明について、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出します。
- ・アンケートなどの一次資料は当該生徒が卒業まで、調査報告書などの二次資料は卒業後5年間保存します。
- ・特段の支障がなければ、被害・加害両生徒・保護者の了解を得て、個人情報等に十分留意

し公表を行います。

## 5 いじめ事案への対応フロー図



## 6 その他

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の項目を学校評価の質問事項に設定し、適正に自校の取り組みを評価し公表します。

- ・生徒の悩みに対する教育相談の充実に関すること
  - ・学級の居場所づくりと充実した学級生活に関すること
  - ・スマートフォン等の利用におけるルール・モラルに関すること
  - ・SNSを含む他者への悪口やいじめを行わない意識に関すること
- なお、学校評価の保護者アンケートには「自由記述欄」を設定し「いじめ」の認知を積極的に図ります。

平成28年4月 1日 全面改定

平成29年5月25日 一部改訂

平成30年4月23日 一部改訂

平成31年4月 1日 一部改訂

令和2年4月1日 一部改訂

令和4年4月1日 一部改訂

令和5年4月24日 一部改訂

令和6年4月10日 一部改訂